

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置

法施行令等の一部を改正する政令案に係る事前評価書

1. 政策の名称

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき実施される入札の適切かつ着実な実施の確保に係る政策

2. 担当部局

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長 山崎 琢矢
電話番号：03-3501-4031 e-mail：fit-nyusatsu@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成29年6月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」又は「FIT法」という。）に基づくFIT制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）において実施される入札について、その実施に要する費用を安定的に確保すること。

(2) 規制の内容

法第9条第3項の規定により再生可能エネルギー発電事業計画について認定を受けた事業者は、一定の期間、一定の価格で再生可能エネルギー電気を売電することが可能となる。売電価格に関しては、通常、経済産業大臣が決定した価格が適用されることとなるが、国民負担軽減の観点から有効であると認められる場合には、対象電源種・出力規模を指定した上で、入札によって売電価格を決定する。この場合、入札対象となる発電設備で事業実施を希望する事業者は供給価格及び出力規模について入札を行い、価格が安い順に募集容量に達するまで落札者を決定し、落札者ごとに売電価格を決定することとなる。

本入札制度を運営するに当たって必要となる費用を賄うため、入札参加のための手数料の額を定め、当該手数料について入札参加希望者から納付を求めることで、適切かつ着実な入札実施の確保を図る。

(3) 規制の必要性

FIT制度での再生可能エネルギー電気の買取りに要する費用は、電気の利用者から賦課金を回収し原資に充てているところ。平成24年7月にFIT制度が我が国で創設

されて以来、事業用太陽光（10kW以上太陽光）への参入が急拡大しており、買取費用総額が平成27年度に年間約1.8兆円（本年度においては年間約2.7兆円）に達するなど、国民負担の増大への懸念が高まっている。このため、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るための制度見直しを行い、昨年5月にFIT法を改正し、本年4月1日に改正FIT法が施行された。導入が急速に進んだ太陽光発電については、早期に本制度から自立化することを目指し、コスト効率的な形で導入を進めるため、改正FIT法により入札制度が導入された。

昨年10～12月に開催された調達価格等算定委員会における検討結果を踏まえ、平成29～30年度においては、FIT制度の認定を受けようとする2MW以上の太陽光発電の案件を対象として入札を実施し、FIT制度の適用を受けられる者を決定することとなった。本年秋には第1回入札の実施を予定しているところ、適切かつ着実に入札を実施するため、安定的な必要費用の確保を図る必要がある。

（4）法令の名称・関連条項とその内容

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令等の一部を改正する政令案」

5. 想定される代替案

➤ 賦課金としての費用回収

FIT制度での再生可能エネルギー電気の買取費用の原資の回収と併せて、入札実施のための必要費用についても賦課金として回収を行う。

6. 規制の費用

<改正案>

➤ 遵守費用（入札参加希望者）

入札実施主体（指定入札機関）において、入札参加希望者の参加資格を判断するための書類審査や入札の管理等に要する人件費や入札システムの維持費等のコストが発生するため、入札参加希望者が入札手数料として当該費用を負担。

➤ 行政費用（国・地方自治体等）

特に発生する費用は想定されない。

➤ その他の社会的費用（電気の使用者）

特に発生する費用は想定されない。

<代替案>

➤ 遵守費用（入札参加希望者）

特に発生する費用は想定されない。

➤ 行政費用（国・地方自治体等）

特に発生する費用は想定されない。

- その他の社会的費用（電気の利用者）
改正案と同等の費用を電気の利用者全員で賦課金として負担。

7. 規制の便益

<改正案>

- 入札実施の必要費用を入札参加希望者から手数料として回収することで、当該費用を安定的に確保することが可能となる。
- 入札参加について手数料が発生することにより、事業の実施可能性が高い案件を選択的に入札参加へ促すことが可能となる。
- 自らが入札に参加することにより発生する指定入札機関の人件費等のコストについて費用を負担するため、費用負担に合理性がある。

<代替案>

- 入札実施の必要費用を電気の利用者から賦課金として回収することで、当該費用を安定的に確保することが可能となる。
- 事業の実施可能性にかかわらず、比較的容易に入札参加が可能となる。他方で、事業の実施可能性が低い案件についても入札参加が可能となることで、結果的に入札不参加となるような案件が増加することが予想され、このような案件にかかった書類審査のための人件費等のコストの分だけ、国民負担を増大させることとなる。
- 入札不参加や落札できなかったことにより、再生可能エネルギーの導入につながらない案件にかかったコストについても電気の利用者全員で負担することとなる一方、当該負担により受益することがないため、費用負担に合理性がない。

8. 政策評価の結果

<費用面>

改正案・代替案ともに、入札実施のための必要費用の額は変わらない。

<便益面>

改正案・代替案ともに、入札実施のための必要費用を安定的に確保することが可能。

代替案の場合、改正案と比較して入札参加希望者が負担するコストが少ないため、比較的に入札参加が容易となる。他方で、事業の実施可能性が低い案件についても入札参加が可能のため、結果として再生可能エネルギーの導入につながらないような案件の入札参加希望が増加することが予想され、そのような案件にかかったコスト分のだけ国民負担を増大させることとなり、また、その負担により受益することがないため、費用負担の合理性は認められない。

改正案の場合、手数料が発生することで、事業の実施可能性が高い案件が選択的に入札に参加することとなり、より効率的に入札制度を運営することが可能となる。また、自らが入札に参加することにより発生するコストについて費用を負担するため、費用負担の合理性があると言える。

以上より、費用面においては改正案・代替案の間で差異は認められない一方で、便益面においては、国民負担軽減及び費用負担の合理性の観点から改正案の方が優れており、両面を評価した場合には、改正案の方が優れていると言える。

9. 有識者の見解その他の関連事項

昨年10月～12月に開催された「調達価格等算定委員会」において、入札制度全般に関する検討が行われ、当該委員会の意見を集約し、報告書が取りまとめられた。

「平成29年度以降の調達価格等に関する意見」（平成28年12月13日 調達価格等算定委員会）

指定入札機関が入札業務を運営するために必要な実費を勘案して手数料を定めることとした。

10. レビューを行う時期又は条件

平成29年度中に開催される調達価格等算定委員会において、同年度に実施された第1回入札の結果を検証し、必要に応じて見直しを行う。

11. 備考

特になし